

2023年12月25日

SOLIZE 株式会社

代表取締役社長 CEO 宮藤 康聰

問合せ先： グループ総務部 03-5214-1919

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「知恵と技術をエンジニアリングし、価値創造を革新する」「『本質的に美しいものづくり』を実現する」という使命のもと、各ステークホルダー（株主、取引先、従業員、地域社会等）からの信頼に応えるために、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを経営上の重要課題と位置付けております。

また、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方へ沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (1) 株主の権利の尊重、平等性の確保に努める。
- (2) 株主を含む各ステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (3) 会社情報の適切な開示と、透明性の確保に努める。
- (4) 取締役会において透明・公正かつ迅速・果断な意思決定が行われるよう、取締役会による業務執行の監督機能の実効化に努める。
- (5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④ 議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等、適切な環境整備に努めてまいります。なお、招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の保有比率を踏まえて対応を検討してまいります。

【補充原則2－4① 社内の多様性の確保】

当社は、性別、経験者採用、国籍等に関わらず、個人の能力・成果に応じた人事評価をもとに管理職に登用する方針としております。また、多様性の確保が成長を支える重要な要素であるとの認識のもと、女性の働きやすい職場環境や各種支援制度の整備、経験者・外国人の採用などに積極的に取り組んでおります。当社では、測定可能な数値目標を定めるには至っておりませんが、実績値や人財への取り組みの開示について、引き続き検討してまいります。

当社の人財への取り組みについては、当社ホームページにて開示しております。

<https://www.solize.com/corporate/esg/human-resource/>

【補充原則 3－1② 英語での情報の開示・提供】

当社は、株主構成における海外投資家の比率等も踏まえ、合理的な範囲において英語での情報開示・提供に関し検討してまいります。

【補充原則 4－2① 業績連動報酬、現金報酬と自社株報酬の割合設定】

当社は、中長期の持続的成長に向けて、各取締役の評価を報酬へ適切に反映させるため、業績連動給に加え、各取締役の成果に見合うインセンティブプランとして、中長期的な視野に立って自社株報酬等の業績連動報酬の検討を進めております。

【原則 4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を有する取締役をもって取締役会を構成することとしております。当社は、現在の取締役構成をもってこの趣旨が達成できていると判断しておりますが、ジェンダーの多様性という面で対応できません。ジェンダーの多様性については、取締役会のさらなる実効性向上の方策のひとつとして、今後検討を重ねてまいります。

【補充原則 4－11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性の分析・評価を行う仕組みを構築しておりませんが、分析・評価を行う手続きの策定と結果の開示を行うことは上場後の検討課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1－4 政策保有株式】

現在当社は政策保有株式を保有しておりません。また、現時点では政策保有株式を保有する予定はありませんが、今後政策保有株式を取得する場合においては、取締役会にて十分に検討・審議し、当社の企業価値を高める上で必要と判断された場合に実施する予定であります。

【原則 1－7 関連当事者間の取引】

当社グループは、関連当事者間の取引については原則行わない方針としておりますが、関連当事者間の取引を行う場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なってはいないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、確定拠出年金制度を導入しており、現時点においてアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はありません。

【原則3－1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略等については、当社ホームページや決算説明会等で開示してまいります。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、基本的な考え方と基本方針は、本報告書の1-1に記載しておりますが、社会的責任を果たし、継続的に企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの確立を極めて重要な経営課題と位置づけ、企業運営に取り組んでまいります。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会で定められた範囲内で社長が原案を作成し、当社取締役会の諮問委員会である、指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、その答申を受けて決定しております。取締役は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざし、その報酬は、各取締役の貢献度並びに業績および経営環境を十分勘案して決定することを方針としております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役および監査役は、高い倫理観を有しているとともに、各事業分野や財務、経理、総務等の分野における専門能力や知見を有する人材を選任しております。

取締役および監査役候補者を決定するに際しては、この考え方に基づき、社長が原案を作成し、当社取締役会の諮問委員会である、指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、その答申を受けて決定しております。監査役については、指名・報酬・ガバナンス委員会の答申に加えて、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任および指名理由の説明については、招集通知に記載する方法により開示しております。

【補充原則3－1③ サステナビリティについての取り組み】

当社は、サステナビリティへの対応が重要な経営課題であることを認識しており、環境マネジメントシステム ISO14001 の取得、LCE (Life Cycle Engineering) や DfE (Design for Environment) の社員教育の実施、自社の事業活動における CO₂ 排出量の削減への取り組みなどの活動に積極的に取り組

んでおります。

当社の環境への取り組みについては、当社ホームページにて開示しております。

<https://www.solize.com/corporate/esg/environment/>

【補充原則 4－1① 取締役会の決議事項及び取締役会から経営陣への権限移譲範囲】

当社は、取締役会規程およびグループ決裁権限規程において、取締役会で判断・決議すべき事項を定めております。取締役会から経営陣への権限移譲については、グループ決裁権限規程において、社長以下に委任する事項を定めております。

【原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたっては、会社法の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を充足する候補者を選定するものとしております。

【補充原則 4－10① 取締役会から独立した任意の委員会の設置について】

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、機能の強化に取り組んでおります。指名・報酬・ガバナンス委員会は、代表取締役社長、社外取締役 1 名、社外監査役 2 名及び社外有識者 1 名で構成されており、社外有識者を委員長としております。

【補充原則 4－11① 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会において多角的な議論を可能とし、その責務を実効的に果たすことができるよう、取締役の構成にあたっては、知識・経験・能力のバランスや多様性等を考慮し、選定することとしております。

【補充原則 4－11② 取締役が上場会社役員を兼任する場合の対応】

当社は、取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じて毎年開示してまいります。現時点においては、兼任先は合理的な範囲であると判断しております。

【補充原則 4－11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価 11】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄に記載しております。

【補充原則 4－14② 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

当社は、取締役による監督機能が十分発揮されるように、新任取締役に対しては、就任前に当社の中期経営計画や取締役の責務等に関する説明を実施しています。また、監査役は適切な監査業務を図る一環として監査役協会を通じて研鑽を積むなど、監査レベル向上のための研修を受けております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家等との対話に関する体制を以下のように定めます。

- (i) 株主・投資家等との対話に関する業務は、代表取締役社長 CEO が統括し、建設的な対話の促進に向けた体制整備を進めてまいります。
- (ii) グループ広報部内に IR 担当を設置し、株主への説明に必要な情報を日常的に収集できる体制を構築しております。
- (iii) 株主総会での説明のほか、決算説明会の開催など、株主・投資家等との対話の充実を図ります
- (iv) 株主との対話において示された意見等は、取締役会および社内関連部署間で適宜共有することとしております。
- (v) 対話に際しては、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守し、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SOLIZE 従業員持株会	1,326,600	32.76
古河 未由紀	754,800	18.64
篠原 敬一	300,000	7.41
東京中小企業投資育成株式会社	300,000	7.41
古河 摩耶	202,500	5.00
古河 慶純	202,500	5.00
古河 陽純	202,500	5.00
古河 真希	202,500	5.00
宮藤 康聰	60,000	1.48
堤 寛朗	60,000	1.48
田中 瑞樹	60,000	1.48
村田 直樹	60,000	1.48
後藤 文男	60,000	1.48
阿部 浩之	60,000	1.48
高野 学	60,000	1.48
佐藤 武朗	60,000	1.48
猪俣 孝	60,000	1.48

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

支配株主（親会社を除く）名

—

親会社名

なし

補足説明

--

3. 企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人 数	2名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
鈴村 弘之	他の会社の出身者										
長坂 武見	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴村 弘之	○	—	自動車業界の技術動向に関する深い見識を有しており、当社の経営全般に活かされることを期待し、独立役員となる社外取締役に選任しております。
長坂 武見	○	—	公認会計士としての専門知識や大手電機メーカーの経理責任者としての豊富な経験を有しており、当社の経営全般に活かされることを期待し独立役員となる社外取締役に選任しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬・ガバナンス委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	1	1	1	2	社外有識者

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬・ガバナンス委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	1	1	1	2	社外有識者

補足説明

委員構成のうち、その他は社外監査役2名となります

社内取締役には、提出日現在、代表取締役社長 宮藤康聰が該当しておりますが、社外有識者の中島茂を委員長とし、その他委員4名の内3名が社外で構成されており、客観的な視点での運営を行っております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期に1度の頻度で、三者による合同ミーティングを開催し、決算の状況および会計や内部統制等について情報交換を実施し、合理的な方針の決定と意思の疎通を図っております。また、必要に応じて個別のミーティングを適宜開催し、意思疎通を図っております。これにより、必要な都度適時に情報交換を実施でき、共有すべき情報や統一すべき見解は遅滞なく構築できる三者の連携関係が保持されております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 英剛	他の会社の出身者													
富原 洋一	他の会社の出身者													
河元 哲史	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 英剛	○	—	大手電機メーカーで培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査体制に活かされることを期待し、独立役員となる社外監査役に選任しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

富原 洋一	○	—	大手自動車メーカーの海外系列会社の経営者の経験や、親会社として海外子会社の監査等も実施した経験を有しております、当社の監査体制に活かされることを期待し、独立役員となる社外監査役に選任しております。
河元 哲史	○	—	大手電機メーカー及びそのグループ会社における経理、財務、業績管理等の経験を通じて培われた幅広い見識を有しております、当社の監査体制に活かされることを期待し、独立役員となる社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び従業員に対し、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額（年額500百万円以内）の範囲内において、指名・報酬・ガバナンス委員会の提言を受けた上で、取締役会にて決定しております。

各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額（年額90百万円以内）の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、グループ総務部及びグループ経営戦略部で行い、社外監査役へのサポートは事務局を付けております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が充分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査会の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

取締役会は、取締役4名（うち、非常勤の社外取締役2名）で構成され、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時の取締役会を開催して、当社グループに関する重要事項等の報告を受け、当社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督等を行っております。

取締役会の構成員の氏名は次のとおりです。

代表取締役社長 宮藤康聰（議長）、取締役 木下和重、社外取締役 鈴村弘之、社外取締役 長坂武見

なお、取締役会には監査役3名（山田英剛、富原洋一、河元哲史）も出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

b. 監査役会及び監査役

監査役会は3名の社外監査役（うち、常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、原則として毎月1回定例の監査役会を開催し、また、必要に応じて臨時の監査役会を開催して、監査役監査内容や各監査役の認識の共有を図り、法定事項の決議を行っております。

監査役監査は、監査役会で決議された監査計画に基づき、常勤監査役が中心となって実施しております。

常勤監査役は、取締役会及び SOLIZE 執行役員会等の重要会議に出席し、必要に応じて取締役等に報告を求めるとともに、当社グループの重要な部署・拠点を往査のうえ業務及び財産等の状況の調査を行うこと等により、取締役の職務執行を監査しております。

監査役会の構成員の氏名は次のとおりです。

社外監査役（常勤） 山田英剛（議長）、社外監査役 富原洋一、社外監査役 河元哲史

c. SOLIZE 執行役員会

当社では、経営の意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。また、当社は、当社グループの各業務の組織的かつ効率的な運営のために、当社社長の決定あるいは承認が必要な事項についての審議機関として、社長（宮藤康聰）、取締役（木下和重）及び執行役員 7 名（堤寛朗、村田直樹、村田光、吉井強、田中瑞樹、井上雄介、鈴木貴人）により構成される SOLIZE 執行役員会を設置しております。SOLIZE 執行役員会は、原則として毎週開催しております。

なお、執行役員会には常勤監査役（山田英剛）及びグループ監査部長（阿部浩之）も出席し、執行役員会の適法性や妥当性を監視するとともに、その運営に関し助言・提言を行っております。

d. 指名・報酬・ガバナンス委員会

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るために、その礎となる取締役の報酬、指名、及び重要なガバナンスにかかる事項について、取締役会の諮問機関として、社外有識者 1 名（中島茂）、社外取締役 1 名（長坂武見）、社外監査役 1 名（富原洋一）、社内取締役 1 名（宮藤康聰）、常勤監査役 1 名（山田英剛）により構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。社内取締役には、提出日現在、代表取締役社長 宮藤康聰が該当しておりますが、社外有識者の中島茂を委員長とし、その他委員 4 名の内 3 名が社外で構成されており、客観的な視点での運営を行っております。

e. リスク管理委員会

当社は、組織の収益や損失等に影響を及ぼすリスクを適切にマネジメントするために、グループ横断的に活動するリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会の役割は、主に SOLIZE 執行役員会が事業計画からの進捗の乖離等、業績リスクに関する検討を行うのに対し、グループ内に生ずるリスク全般の管理（リスクの抽出・評価、リスク発生の回避、損失の回避）におけるグループポリシーの企画・作成、リスク管理体制の継続的な監督、評価、改善を行うことです。リスク管理委員会の委員長は原則部門長以上の職位者から取締役会で選任され、提出日現在、取締役 木下和重が委員長を務めています。その他の常任メンバーは、最高責任者（社長、宮藤康聰）及び執行役員（堤寛朗、村田直樹、村田光、吉井強、田中瑞樹、井上雄介、鈴木貴人）が基本的な構成で、必要に応じ最高責任者又は執行役員が指名したメンバーが加わり、原則として 2 ヶ月に 1 回以上開催しております。

f. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスへの取り組みを経営の基本方針の一つとし、コンプライアンスの推進・維持向上を組織的に実行するために、グループ横断的に活動するコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会の役割は、主にグループポリシーの企画・作成、コンプライアンス教育や啓蒙活動の企画・推進、コンプライアンス体制の継続的な監督、評価、改善を行うことです。コンプライアンス委員会の委員長は取締役会で選任され、提出日現在、代表取締役社長 宮藤康聰が委員長を務めております。その他の常任メンバーは、上席執行役員経営戦略・IT戦略担当（堤寛朗）、執行役員総務・人事担当（村田直樹）、取締役・経理財務担当（木下和重）、執行役員広報・マーケティング担当（村田光）、グループ人事部長（青木晃）、グループ広報部長（佐藤武朗）、グループ監査部長（阿部浩之）及び事務局により構成されております。

g. 内部監査

内部監査は、社長直轄のグループ監査部（グループ監査部長 阿部浩之他全5名のうち内部監査担当2名）が実施しております。グループ監査部は、年間内部監査計画に基づき、当社グループの全部署・全拠点を対象として往査し、グループ各社の組織運営、業務管理全般における内部統制システムの整備・運用を監査しております。

当該監査の結果については当社社長に報告し、必要に応じて改善指示、フォローアップ監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループの事業規模等を総合的に勘案し、現在の企業統治の体制を、理念等を実践するグローバルエンジニアリング企業として事業を展開していくため、また、その前提となる透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための企業統治の体制として相応しいと判断し、採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み**

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへ	今後検討すべき事項と考えております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

の参加その他機関 投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題と認識しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では海外IRの予定はございませんが、今後必要に応じて検討を進めて参ります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIRページを作成のうえ、決算情報及び適時開示情報を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ広報部長を適時開示責任者とし、グループ広報部を担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報取扱い及びフェア・ディスクロージャー・ルール取扱いにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めて、対応してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム ISO14001 の取得、LCE (Life Cycle Engineering) や DfE (Design for Environment) の社員教育の実施、自社の事業活動におけるCO2排出量の削減への取り組みなどを行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主を含む各ステークホルダーとの適切な協働に努めるべきとの考え方の下、当社コーポレートサイトの掲載及び適時開示を通じて、各ステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平に情報提供を行ってまいります。
---------------------------	--

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループ全体に適用される「内部統制システムに関する基本方針」を定め、これに基づき、当社グループの健全かつ適切な運営を確保するための体制を構築し、整備、運用しております。また、定期的に運用状況を評価することにより、継続的改善を推進しております。

提出日現在、「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、次のとおりです。

a. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社グループは、コンプライアンスの基本事項に関する規程及び行動指針を定め、グループ内の取締役及び使用人に実践させるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ内のコンプライアンスへの取り組みを組織的、計画的に行う。

(イ) 当社グループは、グループホットラインを設置し、グループ内における法令違反及びコンプライアンス違反等の行為に関する報告や相談に応じるための体制を整備する。

b. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報に関して、社内規程に則り、適法、適切に文書に記録して保存、管理する。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理委員会を組織し、グループ内のリスク管理を組織的、計画的にマネジメントする。また、事業計画の中で重要リスクに対する管理計画を策定し、その進捗をモニタリングする。

d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われる 것을確保するため의体制

(ア) 当社グループは、グループ規程等により、グループ内の責任及び権限の範囲を明確にして業務執行を行う。

(イ) 当社グループは、グループの中期経営計画、年度計画で策定した所期の業績目標を達成するため、SOLIZE 執行役員会及び取締役会において、予算に対する実績の把握、及び対策の決定を迅速かつ適切に行う体制を整備する。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社グループは、グループ共通のグループ規程等、及び当社内に適用する単体規程等の規程体系に基づき、当社グループの業務が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。

(イ) 当社グループは、グループ会社の業務の適正を確保する体制として、グループ管理機能部門を設け、関係会社管理及び内部統制管理を行う外、内部監査部門により当該体制の運用評価を行う。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループは、監査役の職務を補助する使用人について、内部監査部門の使用人が兼務することにより、監査役の監査機能の充実を補助するものとし、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議のうえ、適切に対応する。

また、当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行することとし、当該使用人の任命、異動及びその評価については、監査役の意見を聴取のうえ決定する。

g. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及びその他の監査役への報告に関する体制

当社グループは、監査役が取締役会、SOLIZE 執行役員会等のグループ内の重要な会議に出席して意見を述べ、当社グループの役職員から、当社グループの経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実に關し、遅滞なく報告を受ける体制を整備する。

なお、監査役に報告したことを理由として当該役職員に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社グループは、監査役が当社グループの取締役との間で、経営上、監査上の重要課題について定期的に意見交換を実施する体制、また、監査役の求めに応じてグループ内の役職員から必要な説明を行う体制を整備する。

(イ) 当社グループは、監査役が内部監査部門及び監査法人との間で、相互の連携を図ることの出来る体制を整備する。

(ウ) 当社グループは、監査役の職務の執行に係る費用について予め予算を計上し、監査役が会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと会社が証明した場合を除き、迅速かつ適切に対応する。

i. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力、団体、個人には毅然たる態度で臨み、取引関係も含めて一切の關係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、迅速かつ組織的な対応をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

当企業集団における方針・基準等については、「企業行動規範」「SOLIZE 行動指針(CODE OF CONDUCT)」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてコンプライアンス委員会とリスク管理委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署はグループ総務部 総務（役職者1名、スタッフ数3名）としております。

また、外部組織との連携については、平素から反社会的勢力に関する情報収集に努め、万一の不当要求に備え、所轄警察署、顧問弁護士及び暴追都民センター等、外部の専門機関と緊密に連携できる体制の構築を図っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

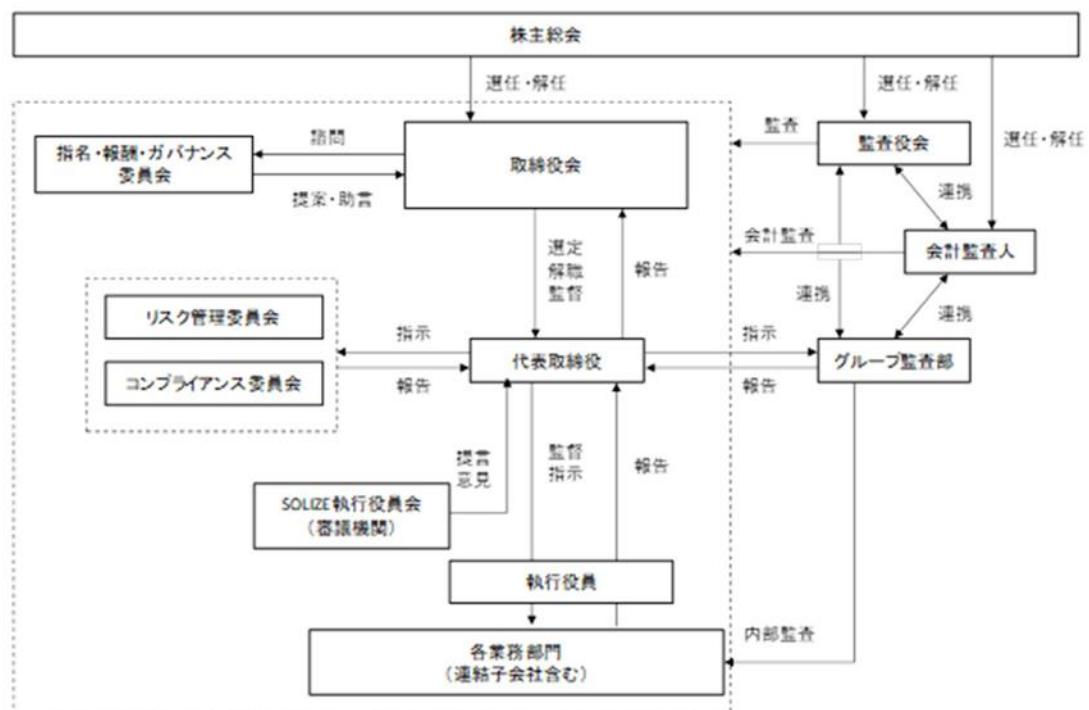
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

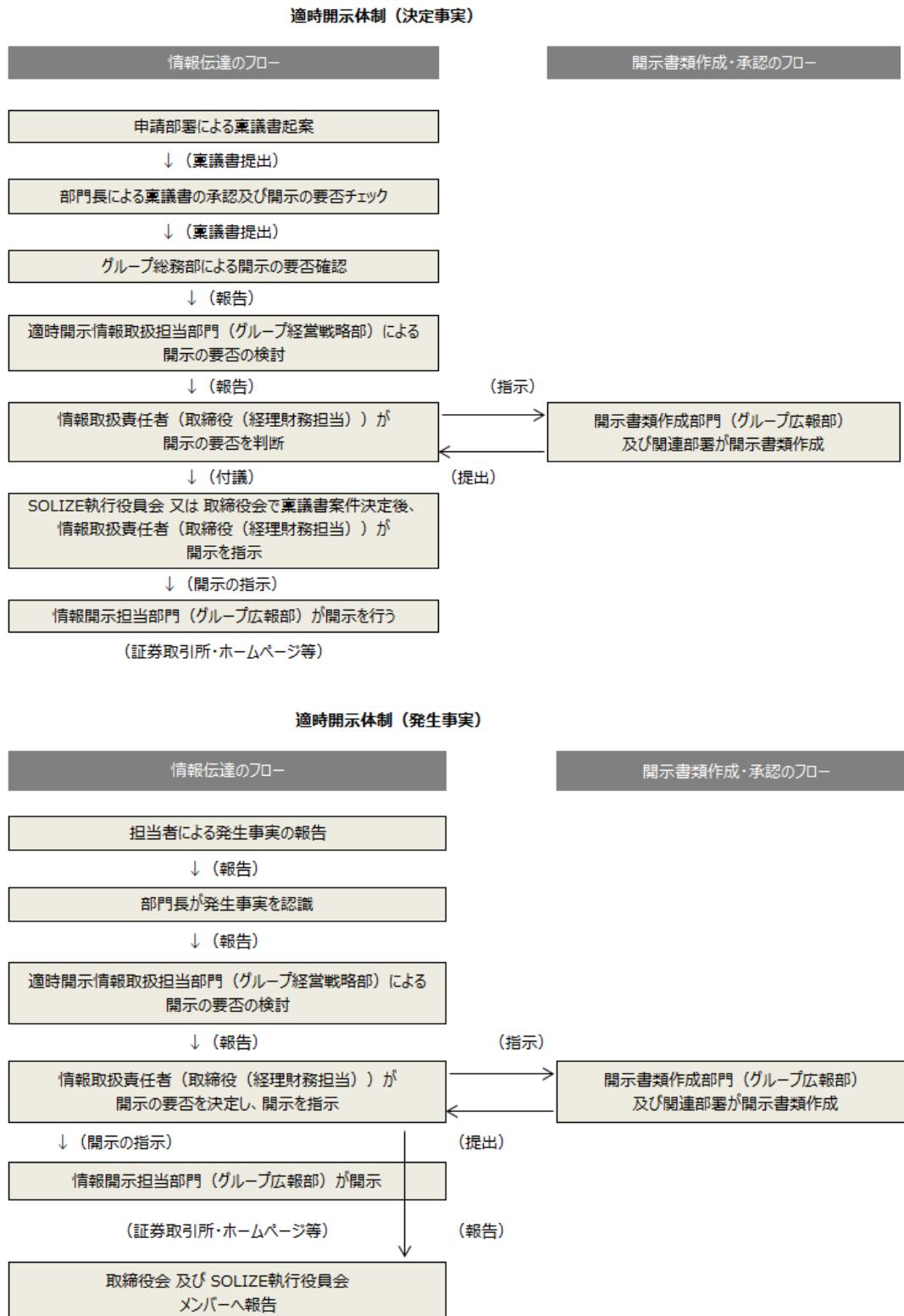
【模式図(参考資料)】



コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

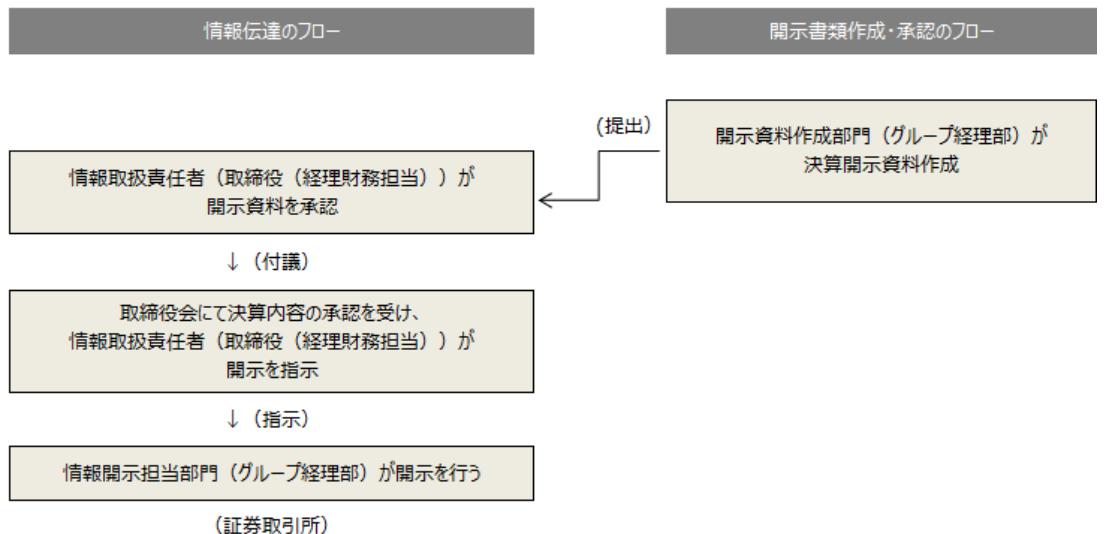
【適時開示体制の概要（模式図）】



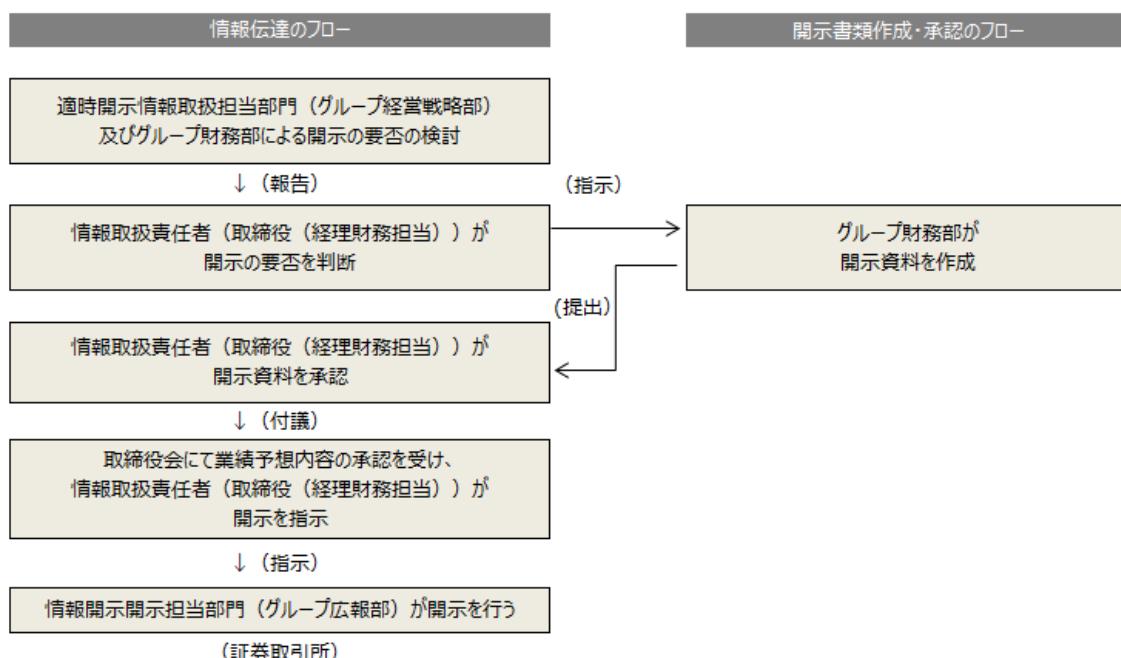
コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

適時開示体制（決算情報）



適時開示体制（業績予想の修正）



以上